医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年三月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第七項並びに第三十一条第一項及び第五項の規定、同法第四十条及び第四十四条において準用する同法第九条第三項第一号イ及びハ(3)（同法第四十条及び第四十四条において準用する同法第十一条第七項において準用する場合を含む。）の規定並びに同法第四十条及び第四十四条において準用する同法第十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令

第一条中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号。」に改める。

第三条を削る。

第二条中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（医療情報データベース等）

第二条　法第二条第五項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる医療情報を一定の規則に従って整理することにより特定の医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

第六条中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第五条中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に、「第二十九条」を「第四十条、第四十四条及び第五十一条」に、「第十六条第一項第三号」を「第十七条第一項第三号」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の三条を加える。

（連結可能匿名加工医療情報の提供を受けることができる者）

第七条　法第三十一条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報（同項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。次条第一号において同じ。）の提供を受けることができる者

二　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条の二第一項の規定により匿名診療等関連情報（同項に規定する匿名診療等関連情報をいう。次条第二号において同じ。）の提供を受けることができる者

三　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条の三第一項の規定により匿名介護保険等関連情報（同項に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。次条第三号において同じ。）の提供を受けることができる者

（連結して利用することができる状態で連結可能匿名加工医療情報を提供することができる情報）

第八条　法第三十一条第一項の政令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　匿名医療保険等関連情報

二　匿名診療等関連情報

三　匿名介護保険等関連情報

（手数料の額等）

第九条　法第三十一条第五項の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者が納付すべき手数料の額は、同条第二項に規定する主務省令で定める情報の提供に要する時間一時間までごとに一万二百円とする。

2　前項の手数料は、主務省令で定めるところにより、収入印紙をもって納付しなければならない。ただし、法第三十一条第五項の規定により支払基金等に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第四条中「第八条第三項第一号イ」を「第九条第三項第一号イ」に、「第十条第七項（法第二十九条」を「第十一条第七項（法第四十条、第四十四条及び第五十一条」に、「及び第二十九条」を「、第四十条、第四十四条及び第五十一条」に改め、同条を第五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（仮名加工医療情報データベース等）

第四条　法第二条第七項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加工医療情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

2　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百四十九号の二中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健